

計画書

神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の変更(神戸市決定)

都市計画雲井通 6 丁目地区第一種市街地再開発事業を廃止する。

名 称	雲井通 6 丁目地区第一種市街地再開発事業
面 積	約 0.7ha
施 行 区 域	計画図表示のとおり
備 考	当初決定 昭和 59 年 1 月 17 日

理 由

雲井通 6 丁目地区は、JR 三ノ宮駅の東約 150m に位置し、複合地区復興土地区画整理事業による公共施設の整備とあわせて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和 59 年に都市計画決定した地区で、主に商業施設が立地している。

このたび、特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針、「新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通 5・6 丁目再整備基本計画」などに基づき、バスターミナルなどの段階的な整備を含む都市再生事業として、新たな市街地再開発事業を施行するにあたり、当該地区の第一種市街地再開発事業を廃止するものである。